

飛島村要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定書交付事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条第1項第7号又は同条第2項第6号及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条第7号又は第7条の15の11第6号に「規定する障害者又は特別障害者(以下「障害者控除対象者」という。)」の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 障害者控除対象者の認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請をすることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条の規定に基づく飛島村の被保険者(以下、この要領において「被保険者」という。)
- (2) 被保険者と同一世帯で生計を一にする親族
- (3) 被保険者から委任を受けた者

(認定)

第3条 被保険者であって、法第27条の規定に基づく要介護認定又は法第32条の規定に基づく要支援認定を受けた者(以下「要介護等認定者」という。)に係る障害者控除対象者の認定は、当該要介護認定又は要支援認定に係る調査結果を基礎として、別表に掲げる認定基準表により行うものとする。

2 前項の規定する認定の基準日は、所得税及び村県民税の申告に係る年分の当該年における12月31日(要介護等認定者又は要介護等認定者以外の者が当該日前に死亡しているときは、当該死亡した日)とする。

(認定書等の交付)

第4条 村長は、第2条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、認定基準に該当すると認めるときは、障害者控除対象者認定書(様式第2号)を、障害者控除対象者に該当しないと認めるときは、障害者控除対象者非該当通知書(様式第3号)を申請した者に交付するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 12 月 21 日から施行する。